

## 神奈川県新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金(第4弾)のご案内

# < 申請の手引き >

### ■ 申請受付期間

令和3年7月28日(水)～8月31日(火)

### ■ 神奈川県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(再度の申請受付)について」

神奈川 協力金 申請再受付

検索

## 目次

1. 協力金(第4弾)とは? ..... P 1
2. どんな店舗が対象なの? ..... P 2
3. 申請書はどう書くの? ..... P 3
4. 必要な提出書類は? ..... P 7
5. どのように申請するの? ..... P 9
6. よくあるお問合せ ..... P10
7. 金融機関コード ..... P11

# 1. 協力金(第4弾)とは?

## 主旨

神奈川県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店及びカラオケ店に対して、時短営業の協力をお願いしました。対象となる店舗を運営し、時短営業にご協力いただいた事業者の皆様に対して「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)」を交付します。

## 要請内容

**対象期間**：令和2年12月18日(金)～令和3年1月11日(月・祝)  
**対象地域**：横浜市、川崎市  
**対象施設**：酒類を提供する飲食店及びカラオケ店  
 ※通常の営業時間が5時～22時の間の店舗は対象外  
**要請内容**：5時～22時の時間短縮営業

## 申請 受付期間

<郵送申請>  
 令和3年**7月28日(水)**～**8月31日(火)**(当日消印有効)

## 協力金

1店舗あたり最大**108万円**(追加交付金含む)  
 「時短営業した日数」×4万円を交付します。

### 「時短営業した日数」とは

○：時短営業した日 ×：時短営業しなかった日  
 ☆：定休日や従来の営業時間が22時より前の日 ※交付対象期間は表中の網掛け部分です。

日 NO	12/18	19	20	21	22	23	1/7	8	9	10	11	交付対象期間	交付金額	考え方
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12/18~1/11	100万円	時短営業を開始した日から令和3年1月11日まで連続して時短営業した期間が対象です。
2	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	1/8~1/11	16万円	
3	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12/19~1/11	96万円	時短営業中に、定休日や従来の営業時間が22時より前の日があっても対象です。
4	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	12/18~1/11	100万円	
5	☆	☆	☆	○	○	○	○	☆	☆	○	○	12/21~1/11	88万円	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。
6	☆	☆	☆	○	○	○	☆	○	○	×	○	1/11	4万円	
7	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	0円	
8	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	なし	0円	

## 2. どんな店舗が対象なの？

第4弾要請時点の状況に照らし合わせてご確認をお願いします。

### 対象店舗

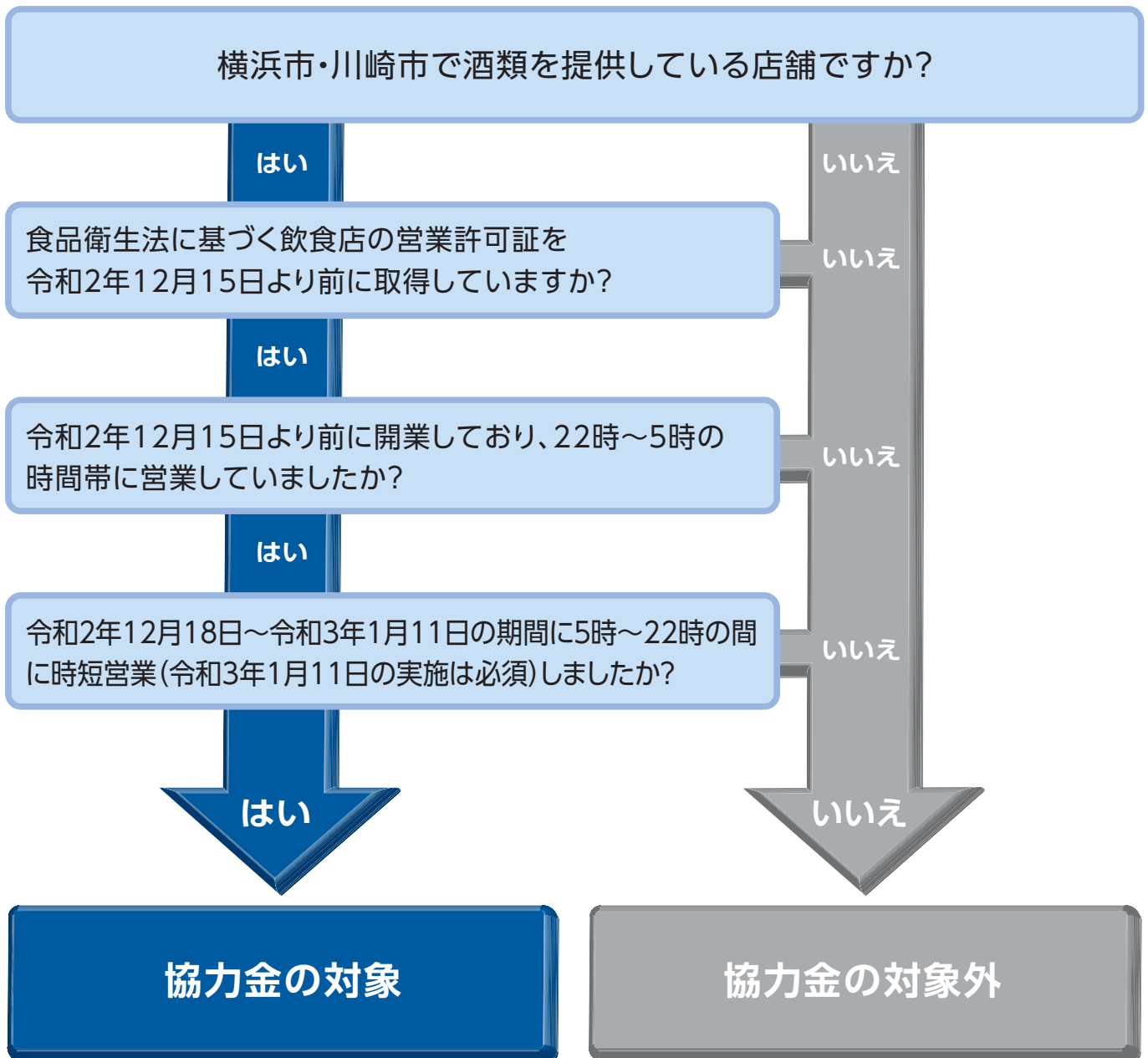
1. 横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店(※1)
2. 令和2年12月15日(時短営業要請日)より前に開業していて、営業の実態がある
3. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和2年12月15日(時短営業要請日)より前に受けている(※2)
4. 令和2年12月15日(時短営業要請日)より前から22時～5時の時間帯に営業していた
5. 県の要請に協力し、令和2年12月18日～令和3年1月11日の期間に、5時～22時の間に時短営業(休業を含む)している。また、時短営業の案内を店先などに提示している

※1 テイクアウト専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・キッチンカー等は対象外。

※2 有効期限が令和3年1月11日以降であること。

・営業許可証に記載のある事業者が、全店舗について一括して申請してください

・「暴力団等に該当しない」等の誓約事項がありますので、申請書の別紙を確認してください



### 3. 申請書はどう書くの？

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾） 交付申請書 記入例①

再受付

様式（第5条関係 郵送用）

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）交付申請書

① 令和 3 年 1 月 12 日

神奈川県知事 殿

神奈川県が令和2年12月15日に要請した時間短縮営業の延長要請及び令和3年1月4日に要請した時間短縮営業の前倒し要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、別紙記載の誓約事項に相違ないことを確認し、これに誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

法人の方														
本店所在地	〒	231	-	8588	神奈川県	都・道 府・県	横浜	市	区	郡				
	中区日本大通1													
法人名	株式会社神奈川県庁													
代表者職名	代表取締役													
代表者氏名	神奈川 太郎													
法人番号	②	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

個人事業主の方													
自宅住所	〒		-			都・道 府・県		市	区	郡			
	フリガナ												
氏名													
生年月日	③	西暦			年			月			日		

時間短縮営業等実施店舗数	④	1	店舗	※横浜市及び川崎市にある要請に協力し時間短縮営業等を実施した全店舗数を記載してください。									
日中連絡が 取れる方	⑤	フリガナ	加内 二郎	氏名	関内 二郎	電話番号	123-456-7890						

1 / 6

**① 申請日**  
申請書の作成日を記入してください。

**② 法人番号**  
法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。

**③ 生年月日**  
西暦で記入してください。

**④ 時短営業等実施店舗数**  
横浜市及び川崎市にある要請に協力し営業時間を短縮した全店舗数を記入してください。

**⑤ 日中連絡先**  
日中連絡が取れる方の情報を記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

### 3. 申請書はどう書くの？

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾) 交付申請書 記入例②

#### 2 申請金額

⑥ 100 万円

※ 「5 時間短縮営業等を行った店舗の情報」の「③[合計]当該店舗の交付申請額」の合計額を記載してください。

#### ⑦ 3 支払口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	⑧ 県庁	銀行 信金 信組・農協	金融機関 コード	1	2	3	4
支店名	関内	本店 支店	支店コード	1	2	3	
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1	2	3	4	5
口座名義人 カタカナ	⑨ カナガワ タロウ						

※ 通帳の口座名義人を「カタカナ」で記載してください。

※ 法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者ご本人名義の口座を指定してください。

※ 口座番号は右詰めで記入してください。

※ 通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

2 / 6

#### ⑥ 申請金額

全店舗の交付申請額を合算した額を記入してください。

#### ⑦ 振込先

- ・通帳等に記載されてるとおり正確に記入してください。
- ・口座名義人は法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義に限ります。

#### ⑧ 金融機関名・支店名・ 口座番号

- ・金融機関コードは「7.金融機関コード(P11)」をご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

#### ⑨ 口座名義人

- ・預金通帳等の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカナ口座名義人を転記してください。
- ・英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。

### 3. 申請書はどう書くの？

#### 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾) 交付申請書 記入例③

##### 5 時間短縮営業等を行った店舗の情報(1店舗目)

店舗名称	居酒屋 カナガワ
協力金申請状況	この店舗について、 <input type="checkbox"/> 協力金第3弾を申請している <input checked="" type="checkbox"/> 協力金第3弾を申請していない
営業許可年月日	平成・令和 2 年 4 月 1 日 (飲食店営業許可証の許可年月日を記載してください。)
許可番号	<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市 ○○ 指令第 1234567 号 <input type="checkbox"/> 川崎市指令 第 号 (飲食店営業許可証の許可番号を記載してください。)
店舗所在地	〒 231 - 8588 <input checked="" type="checkbox"/> 横浜市 中区日本大通 1 <input type="checkbox"/> 川崎市 区 ※ 申請できるのは、横浜市内・川崎市内の店舗に限ります。
時間短縮営業等実施期間	<sup>⑩</sup> 令和 2 年 12 月 18 日 から <sup>⑪</sup> 令和 3 年 1 月 11 日まで ( 25 日間) ※ 時間短縮営業等を開始した初日を記入してください。 ( 時間短縮営業の要請初日である12月18日以降の日付を記入してください。 また、18日が定休日の場合は19日以降の日付となります。 )
取組内容	県からの12月15日の時間短縮営業の延長要請時、通常22時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていたが、当該要請に協力し、時間短縮営業等実施期間は、5時から22時までの間に営業時間を短縮(休業)しました。
当該店舗の交付申請額	<sup>⑫</sup> 100 万円 (4万円/日 × 25日間)

**⑩ 時短営業を開始した日**  
令和2年12月18日以降の時短営業した初日を記入してください。

**⑪ 時短営業した日数**  
時短営業した日数を記入してください。

※時短要請を開始した日及び時短営業した日数については、「1.協力金(第4弾)とは?(P1)」の表をご参照ください。

**⑫ 当該店舗の交付申請額**  
「時短営業した日数」×4万円の額を記入してください。

※時間短縮営業等を行った店舗の情報(2店舗目以降)対象店舗が2店舗以上ある場合、申請書の4ページを適宜コピーして記入してください。



### 3. 申請書はどう書くの？

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾) 交付申請書 記入例④

以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック(✓)を入れ、申請書とともに提出してください。

#### ○申請事業者が全店舗分をまとめて提出する書類

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)交付申請書

- 本人確認書面(\*個人事業主のみ。該当するいずれか一つ)

(例) 運転免許証、健康保険証、在留カード、個人番号カード(表面) など

※ 個人番号カードの裏面は提出しないでください

※ パスポートは不可です。

- 4「支払口座振込依頼」に記載した振込先の通帳等の写し

※「金融機関名」、「支店名」、「口座名義人(フリガナ)」、「預金種別」、「口座番号」がわかること

・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分

・インターネットバンクの場合、上記の情報がわかるサイトページ

- 当初申請期限内に協力金を申請できなかった理由書

#### ○店舗ごとに提出する書類 (以下の書類は、店舗ごとにそろっているか確認してください)

- 食品衛生法第52条の規定による飲食店の営業許可証の写し

(喫茶店などの営業許可は不可。有効期限が令和2年12月17日以降までであること。)

- 対象店舗において「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの

※(1)22時までの時間短縮営業、(2)20時までの時間短縮営業を実施した場合のそれぞれの内容がわかる案内を提出してください。

※協力金第4弾ホームページ掲載のひな型又は同じ内容の案内を提出してください。

※20時までの時間短縮営業を実施した場合は酒類の提供時間が19時までということがわかる案内をしてください。

※原則として、店先や店内に掲示した案内の写真。

- 酒類を提供していることがわかる書面

(例) メニューなどの写真、仕入先の酒店などからの納品書(店舗名称が記載され、申請日

から3か月以内に発行されたもの)の写しなど

- 従来の営業時間がわかる書面

(例) 看板、メニュー、ホームページ(一般に広く公開しているもの)などの写真など

#### ◆申請書送付先

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県中小企業支援課 協力金(申請再受付)事務局 宛

1 / 1

#### ④ 提出書類チェックリスト

申請書類の提出前に該当するすべての書類がそろっているか確認の上、チェック(✓)を記入してください。

※誓約書、チェックリストも忘れずに提出してください。





## 5 従来の営業時間がわかる写真など

例) 看板やメニューの写真、ホームページの画面を印刷したもの。  
いずれも店舗の名称が明記されたものが必要です。



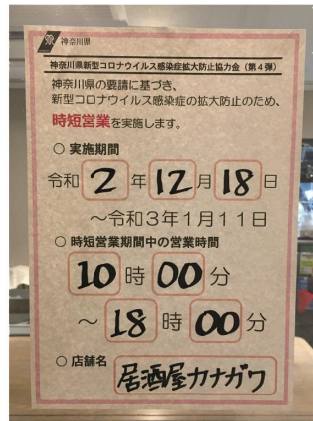
->>><<<- 店舗情報 ->>><<<-	
店舗名	居酒屋 カナガワ
所在地	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話番号	045-210-1111
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
営業時間	17:00～24:00 (L.O. 23:00)
定休日	日曜日

## 6 「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの

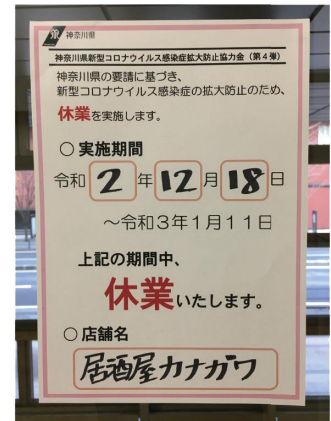
「時短営業の案内」とは、「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間（又は休業していること）」及び「店舗名」を一般に広く公開しているものをいいます。

協力金第4弾ホームページに掲載のひな型をご利用いただくか、同じ内容の案内を掲示してください。原則として、店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。

### ▼時短営業のご案内

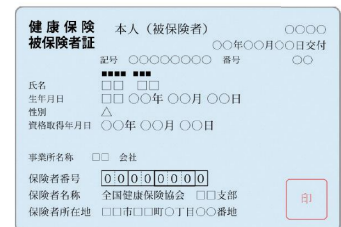
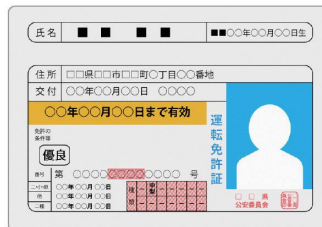


### ▼休業のご案内



## 7 本人確認書面

個人事業主の場合のみ。運転免許証、保険証等の写し(住所等が裏面記載の場合は裏面を含む)。マイナンバーカードの写しの場合には表面のみ提出してください。



## 8 当初申請期限内に協力金を申請できなかった理由書

押印又は自署(法人にあっては代表者印の押印又は代表者の自署)したもの

## 5. どのように申請するの？

### 申請方法

郵送申請のみ

<申請書の入手方法>

①神奈川県ホームページからダウンロード

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(再度の申請受付)について」

神奈川 協力金 申請再受付

検索

②県庁または区役所の窓口

<県庁> 県政情報センター及び各地域県政総合センター(県政情報コーナー)

<区役所> 横浜市及び川崎市の各区役所

**申請時、全ての申請書類が揃っていることをご確認ください。**

7～8ページ「4.必要な提出書類は?」をご確認ください。

<郵送先> 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県中小企業支援課 協力金(申請再受付)事務局 宛

※申請書類は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※複数の弾について申請する場合には、それぞれについて申請書類を作成していただく必要があります。

※複数の弾について申請を行う場合も、一つの封筒にまとめて送付してください。

### 交付

申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に協力金を振込みます。

### 通知

交付となった場合は、通知しません。

**不交付となった場合にのみ**、申請者に通知します。

### 注意事項

協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付済みの協力金について**返還**を求めます。併せて、**交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求**する場合があります。

### 問合せ先

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(申請再受付)事務局

080-7581-6400、080-7581-6412

<受付時間> 月～金(祝日除く)9時～17時

## 6. よくあるお問合せ

### ■対象店舗・事業者

Q1 酒類を提供していない飲食店・カラオケ店は、協力金の対象となりますか？

A1 酒類を提供していない飲食店及びカラオケ店は、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q2 第4弾の時短営業要請に応じて22時までの時短営業をしていましたが、1月11日より前に廃業しました。この場合、協力金の対象となりますか？

A2 第4弾の時短営業要請期間中に時短営業を開始し、その後に廃業した場合、交付要件の全てを満たしていれば、第4弾の協力金の対象となりますが、この場合、時短営業を開始した日から廃業した日(廃業届の届出事項の発生日)までの日数に4万円を乗じた額を交付します。なお、申請にあたっては、廃業届の写しを必ず添付してください。

Q3 複数店舗を有していますが、店舗の数だけ協力金が交付されますか？

A3 時短営業要請に応じて時短営業した店舗が複数ある場合、時短営業した全ての店舗が協力金の対象となります。なお、申請にあたっては、時短営業した店舗を一括して申請してください。

### ■時短営業要請

Q4 時短営業要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象となりませんか？

A4 原則、全期間時短営業を行ってください。ただし、何らかの事情で時短営業の開始が遅れた場合も、協力金の対象とします。なお、時短営業を開始した日から令和3年1月11日まで連続して時短営業することが必要です。協力金の交付額は「時短営業した日数×4万円」となります。

Q5 22時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供を22時までに短縮し、22時～5時の間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか？

A5 5時～22時の間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供のみ22時までとしても、協力金の対象となりません。

Q6 第4弾の時短営業要請の全期間、要請に協力する予定ですが、年末年始(12月29日から1月3日)は定休日です。この場合、協力金の対象期間はどのようになりますか？

A6 12月18日に時短営業を開始し、その後に定休日や通常の営業時間が22時より早い日があっても、1月11日まで連続して時短営業していただいた場合、12月18日から1月11日までの期間(時短営業要請の全期間)が協力金の対象となります。

Q7 第3弾の時短営業要請期間は、要請には応じず22時以降も営業をしていましたが、第4弾の時短営業要請期間は、要請に応じて22時までの時短営業をした場合、第4弾の協力金の対象となりますか？

A7 第3弾の時短営業要請に依拠していなくても、第4弾の時短営業要請期間中、要請に応じて時短営業していただいた場合、交付要件の全てを満たしていれば、第4弾の協力金の対象となります。

## 7. 金融機関コード

申請書の「3 支払口座振込依頼」をご記入の際には、次の金融機関コード表をご参照ください。  
なお、下表に記載のない金融機関であっても振込可能です。

### ■都市・地方銀行

あおぞら銀行	0398
神奈川銀行	0530
きらぼし銀行	0137
群馬銀行	0128
静岡銀行	0149
静岡中央銀行	0538
新生銀行	0397
スルガ銀行	0150
大光銀行	0532
第四北陸銀行	0140
東京スター銀行	0526
東日本銀行	0525
北陸銀行	0144
みずほ銀行	0001
三井住友銀行	0009
三菱UFJ銀行	0005
山梨中央銀行	0142
ゆうちょ銀行	9900
横浜銀行	0138
りそな銀行	0010

### ■信託銀行

みずほ信託銀行	0289
三井住友信託銀行	0294
三菱UFJ信託銀行	0288

### ■その他

商工組合中央金庫	2004
中央労働金庫	2963

### ■信用金庫

かながわ信用金庫	1281
川崎信用金庫	1283
さがみ信用金庫	1288
さわやか信用金庫	1310
芝信用金庫	1319
湘南信用金庫	1282
城南信用金庫	1344
西武信用金庫	1341
世田谷信用金庫	1348
多摩信用金庫	1360
中米信用金庫	1289
中南信用金庫	1290
平塚信用金庫	1286
山梨信用金庫	1386
横浜信用金庫	1280

### ■信用組合

小田原第一信用組合	2315
神奈川県医師信用組合	2304
神奈川県歯科医師信用組合	2305
相愛信用組合	2318
ハナ信用組合	2277
横浜華銀信用組合	2307
横浜幸銀信用組合	2306

### ■農業協同組合

厚木市農業協同組合	5152
神奈川県信用農業協同組合連合会	3014
かながわ西湘農業協同組合	5147
神奈川つくい農業協同組合	5162
県央愛川農業協同組合	5153
さがみ農業協同組合	5131
相模原市農業協同組合	5159
湘南農業協同組合	5137
セレサ川崎農業協同組合	5123
秦野市農業協同組合	5140
三浦市農業協同組合	5130
よこすか葉山農業協同組合	5128
横浜農業協同組合	5114

### ■問合せ先

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(申請再受付)事務局  
080-7581-6400、080-7581-6412

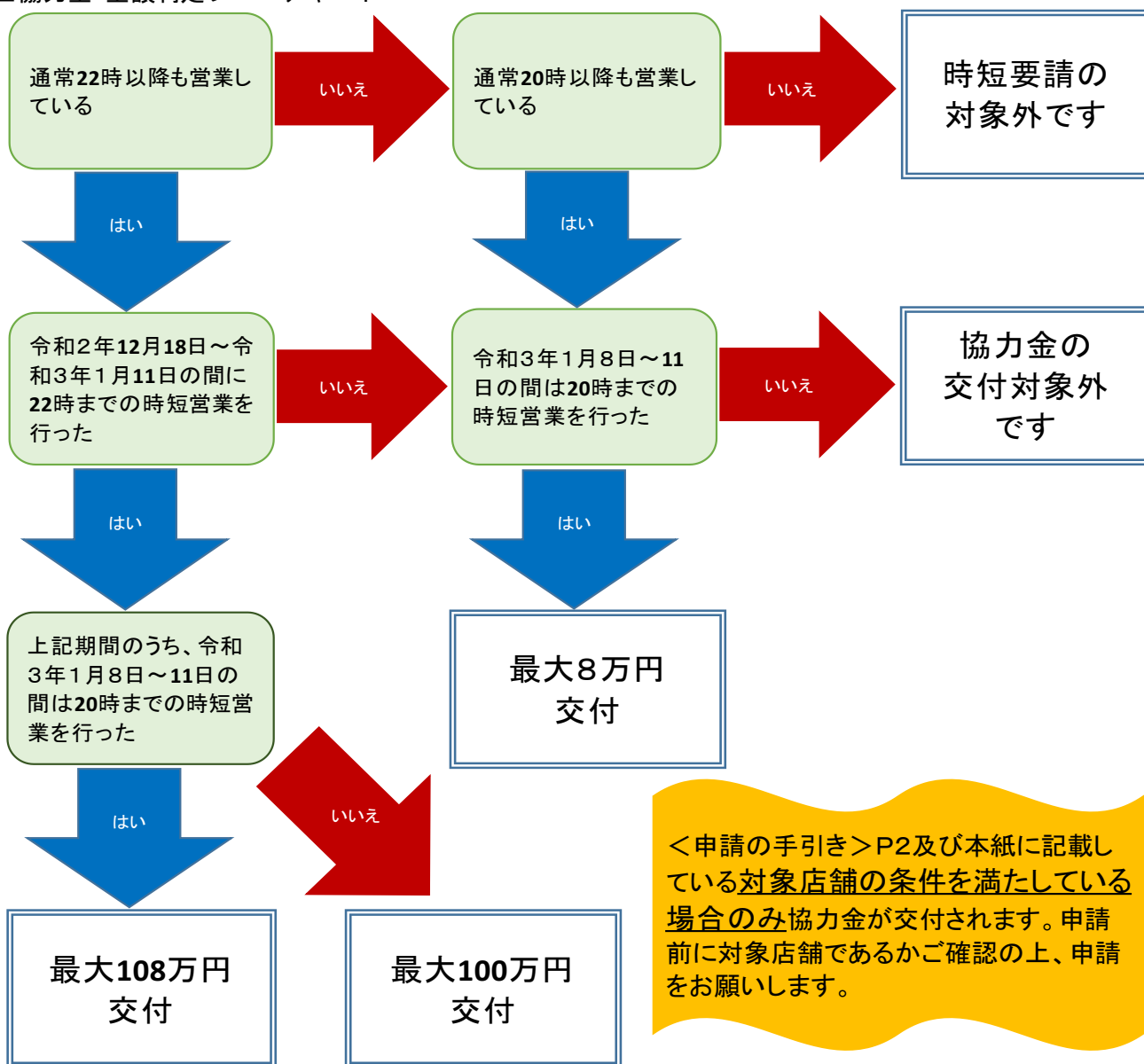
■ 受付時間 月～金(祝日除く) 9時～17時

## 【追加】神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）

### 20時までの時短営業（令和3年1月8日～11日）に対する協力金の追加交付及び「申請の手引き」の訂正について

令和3年1月8日（金）～11日（月）の期間、横浜・川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店が20時まで時短営業（酒類の提供は19時まで）した場合、協力金を追加で交付します。

#### ■協力金 金額判定フローチャート



「申請の手引き」P2及び本紙に記載している対象店舗の条件を満たしている場合のみ協力金が交付されます。申請前に対象店舗であるかご確認の上、申請をお願いします。

#### ■追加交付の内容

- ①当初の協力金（第4弾）対象店舗が、令和3年1月8日～11日の期間、20時まで時短営業（酒類の提供は19時まで）した場合 ⇒ 1日あたり2万円を上乗せ
- ②当初の協力金（第4弾）の対象店舗ではないが、次項「令和3年1月4日に新たに時短要請の対象となった店舗」に該当し、令和3年1月8日～11日の期間、20時まで時短営業（酒類の提供は19時まで）した場合 ⇒ 1日あたり2万円を交付



※第4弾要請時点の状況に照らし合わせてご確認をお願いします。

■令和3年1月4日に新たに時短要請の対象となった店舗（以下「新規対象店舗」という。）

（例：通常22時までの営業としている店舗など）

1. 横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店（※1）
2. 令和3年1月4日より前に開業していて、営業の実態がある
3. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和3年1月4日より前に受けている（※2）
4. 令和3年1月4日より前から20時～5時の時間帯に営業していた
5. 県の要請に協力し、令和3年1月8日～1月11日の期間に、5時～20時の間に時短営業（酒類の提供は19時まで。休業を含む）している。また、時短営業の案内を店先などに提示している

※1 テイクアウト専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・キッチンカー等は対象外

※2 有効期限が令和3年1月11日以降であること

- ・営業許可証に記載のある事業者が、全店舗について一括して申請してください
- ・「暴力団等に該当しない」等の誓約事項がありますので、申請書の別紙を確認してください

■追加交付に伴う〈申請の手引き〉の変更

追加交付にあたり、〈申請の手引き〉を以下のように変更します。※下線部が変更点になります。

該当ページ	項目	内容
	要請内容	<p>①対象期間：令和2年12月18日（金）～令和3年1月11日（月・祝）                      対象地域：横浜市、川崎市                      対象施設：酒類を提供する飲食店及びカラオケ店                      要請内容：5時～22時の時間短縮営業</p> <p>②対象期間：令和3年1月8日（金）～令和3年1月11日（月・祝）                      対象地域：横浜市、川崎市                      対象施設：酒類を提供する飲食店及びカラオケ店                      ※通常の営業時間が5時～20時の間の店舗は対象外                      要請内容：5時～20時の時間短縮営業</p>
	協力金	<p>1店舗あたり最大100万円                      「時短営業した日数」×4万円を交付します。                      ※ただし、令和3年1月8日（金）～1月11日（月・祝）の期間に、5時～20時の間に時間短縮営業（酒類の提供は19時まで）した場合、1日につき2万円を追加交付します。この場合、1店舗あたり最大108万円となります。</p>

P1

「時短営業した日数」とは <20時までの時短営業（1月8日～1月11日）について>													
日NO	12/18	19	20	21	22	1/7	8	9	10	11	交付対象期間	交付金額	考え方
1	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	12/18～1/11	108万円 (上乗せ8万円)	時短営業を開始した日から令和3年1月11日まで連続して時短営業した期間が対象です。
2	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎	1/8～1/11	24万円 (上乗せ8万円)	時短営業中に、定休日や従来の営業時間が22時(1月8日～11日までの期間は20時)より前の日があっても対象です。
3	☆	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	12/19～1/11	96万円 (上乗せ0円)	ただし、1月8日が定休日であった場合は、8日の上乗せ分は対象外となります。
4	○	○	○	☆	○	○	◎	◎	◎	☆	12/18～1/11	108万円 (上乗せ8万円)	また、1月11日に20時までの時短営業を行わなかった場合、2万円の上乗せは対象外です。
5	☆	☆	☆	○	○	○	☆	☆	◎	◎	12/21～1/11	92万円 (上乗せ4万円)	
6	—	—	—	—	—	—	◎	◎	☆	☆	1/8～1/11	8万円	新たに対象となった事業者についても、時短営業を開始した日から令和3年1月11日まで連続して時短営業した期間が対象です。
7	—	—	—	—	—	—	☆	◎	☆	◎	1/9～1/11	6万円	定休日の取扱いなどは上記考え方と同様です。
8	—	—	—	—	—	—	◎	○	×	◎	1/11	2万円	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。

○：時短営業した日 ×：時短営業しなかった日 ◎：1月8日～1月11日の期間、20時までの時短営業した日  
 ☆：定休日や従来の営業時間が22時（20時）より前の日 ※交付対象期間は表中の網掛け部分です。



P2	対象店舗	<p>1. 横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店（※1）</p> <p>2. 令和2年12月15日（時短営業要請日）<u>（新規対象店舗は令和3年1月4日）</u>より前に開業していて、営業の実態がある</p> <p>3. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和2年12月15日（時短営業要請日）<u>（新規対象店舗は令和3年1月4日）</u>より前に受けている</p> <p>4. 令和2年12月15日（時短営業要請日）より前から22時～5時の時間帯（<u>新規対象店舗は令和3年1月4日（追加時短営業要請日）より前から20時～5時の時間帯</u>）に営業していた</p> <p>5. 県の要請に協力し、令和2年12月18日～令和3年1月11日の期間に、5時～22時の間に時短営業（休業を含む）している。また、時短営業の案内を店先などに提示している</p> <p>6. <u>（追加交付を受けたい店舗及び新規対象店舗の場合）</u>県の要請に協力し、令和3年1月8日～1月11日の期間に、5時～20時の間に時短営業（酒類の提供は19時まで。休業を含む）している。また、時短営業の案内を店先などに提示している</p> <p>※1 テイクアウト専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・キッチンカー等は対象外。</p> <p>※2 有効期限が令和3年1月11日以降であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可証に記載のある事業者が、全店舗について一括して申請してください</li> <li>・「暴力団等に該当しない」等の誓約事項がありますので、申請書の別紙を確認してください</li> </ul>
P3 ～6	申請書	<p><u>追加交付に伴い申請書の様式が変更になります。実際の申請書をご確認いただき、本案内の4ページ目の記入例をご参照の上、送付してください。</u></p>
P8	提出書類 一覧 6	<p><u>追加交付を受ける場合、「当初の協力金（第4弾）」と「追加交付」それぞれに応じた内容がわかるものを提出してください。</u></p>

■交付申請書記入例（抜粋）

※以下のうち時間短縮要請に応じた内容により、次の欄に記入してください。

- ・22時までの時間短縮要請に応じた場合：(1)に記入
- ・20時までの時間短縮要請に応じた場合：(2)に記入
- ・上記2つの要請に応じた場合：(1)と(2)に記入

※必ず「申請の手引き」を確認のうえ、記入してください。

①

(1) [22時までの時間短縮要請] (従来の営業時間が22時以降の店舗)

時間短縮 営業等 実施期間	令和2年12月18日から令和3年1月11日まで（25日間） ※ 時間短縮営業等を開始した初日を記入してください。 1月8日から11日までの間、20時までの時間短縮営業等も実施した方は下記の(2)[20時までの時間短縮要請]の欄も記入してください。
取組内容	県からの12月15日の時間短縮営業の延長要請時、通常22時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていたが、当該要請に協力し、時間短縮営業等実施期間は、5時から22時までの間に営業時間を短縮（休業）しました。
①当該店舗の 交付申請額	100万円（4万円×25日間）※最大100万円

①当初の要請における協力金（第4弾）のみを申請した場合は、(1)の欄のみ記入してください。

②

(2) [20時までの時間短縮要請] (従来の営業時間が20時以降の店舗)  
(1月8日から11日までの間)

20時までの 時間短縮営業等 実施期間	令和3年1月8日から令和3年1月11日まで（4日間） ※ 20時までの時間短縮営業等を開始した初日を記入してください。
取組内容	県からの1月4日の20時までの時間短縮営業の要請時、22時までの時間短縮営業を行っていた（又は通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業して）が、20時までの時間短縮営業等実施期間は、5時から20時までの間に営業時間を短縮（休業）し、酒類の提供は19時までとしました。
②当該店舗の 交付申請額	8万円（2万円×4日間）※最大8万円

②当初の要請における協力金（第4弾）に加えて、追加要請（20時までの時短営業）における追加の協力金を申請する場合は、(1)及び(2)の欄に記入してください。

③

③ [合計] 当該店舗の交付申請額 **108**万円(①+②) ※最大100万円

③当初の要請における協力金（第4弾）の対象店舗ではないが、新規対象店舗に該当し追加交付（20時までの時短営業）を申請する場合は、(2)の欄のみ記入してください。

【問合せ先】

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（申請再受付）事務局  
☎080-7581-6400、080-7581-6412  
<受付時間> 月～金（祝日除く） 9時～17時